

## 改正前

別表第一 參考項目（第四条 第六条關係）







ヲ  
(4) 車両により、製品の運搬を行つゝ。  
土石の採取事業

土石の採取の方は露天掘削とする。(1)  
(2) 土石の採取の方法は露天掘削とする。

準備工事として造成区域において樹木の伐採及び除根並びに表土の除去を行つゝ。  
(3) 土地又は工作物として、土石の採取、保管、移送、搬出その他の作業において発生する廃棄物及び排水の処理並びに土石の採取の区域の他の作業に伴つて生ずるいまだ予想される災害の防止のための施設又は場所を有する。土石の運搬を行つゝ。

車両により、土石の運搬を行つゝ。

風力発電所設置事業

工事用材の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行つゝ。

建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事、既設工作物の撤去又は廃棄を行つゝ。

建設機械の稼働として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入路の造成、整地を行つゝ。

地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された風力発電所を有する。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を行つゝ。

施設の稼働として、風力発電の運転を行つゝ。

この表において「粉々」とは、粉々、ばくじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をさす。

四 この表において重要な地形及び重要な地質、「重要な種」及び「重要な群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものとみる。

五 この表において「注目すべき生態地」とは、学術上又は希少性の観点から重要な生态地ある生態地又は地盤の保護、あるいは生物の生息地に対する保護等を行つゝ。

六 この表において、主要な観察點とは、主要な観察点から観察資源を観察する場合の観察される範囲をさす。

七 この表において、主要な監視點とは、主要な監視点から監視資源を監視する場合の監視される範囲をさす。

八 この表において「主要な困難景観」とは、不特定かつ多数者が日常的に利用している場所によるものかわらの景観をさす。

九 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をさす。

十 この表において「切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事」とは、工事中の他の作業に伴つて生ずるいまだ予想される災害の防止のための施設又は場所を有する。

十一 この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の必要な区域として設置される区域をさす。

十二 この表において「休憩所」とは、自動車専用道路に設置される休憩所(公衆便所を含む)をさす。